

議員活動あれこれ



議員研修会 (8月3日)



消防夏季訓練 (8月19日)



有明海クリーン作戦 (8月27日)



天山祈願祭 (9月19日)

12月定例会(予定)のお知らせ

11月30日 (金)	定例会 《開会》	10日 (月)	議案質疑
12月4日 (火)	一般質問	13日 (木)	常任委員会
5日 (水)	一般質問	17日 (月)	常任委員会
6日 (木)	一般質問	18日 (火)	常任委員会
7日 (金)	一般質問 議案質疑	21日 (金)	討論・採決・閉会

小城市議会基本条例を制定

議会基本条例の必要性

小城市議会では、地方分権時代に対応した議会の活性化を図るため、議会基本条例の制定に向け、今年の3月議会において議会改革検討特別委員会を設置し、今日まで検討してきました。

市民に対し、議会の役割や議会と市民との関係などを明示するとともに、議会のあるべき姿、進むべき方向、議会と議員が負わねばならない責務を定め、市長と対等の責任を担って市民に信頼され、存在感のある議会運営を目指すことを条例に明文化するものです。

市民から選挙で選ばれた議員により構成される小城市議会は、同じく市民から選挙で選ばれた小城市長とともに小城市の代表機関を構成しています。議会及び市長はこの二元代表制の下で、ともに市民の負託を受けて活動し、市民の意思を市政

に反映させるために議論し合い、協力し合いながらその使命を果たす責務を負っています。議会は、その持つ機能を十分に駆使して、積極的な情報の発信と公開、政策活動への多様な市民参加の促進、議員間及び行政機関との自由かつ適当な討議の展開、市長等の行政機関との緊張の保

持、議員の自己研さんと資質の向上、公正性と透明性の確保等について独自の議会運営のルールを定め、遵守し、実践することにより、市民に信頼され、存在感のある、活動力と創造力の豊かな議会を築いていく必要があります。

議会基本条例とは

市民に対し、議会の役割や議会と市民との

関係などを明示するとともに、議会のあるべき姿、進むべき方向、議会と議員が負わねばならない責務を定め、市長と対等の責任を担って市民に信頼され、存在感のある議会運営を目指すことを条例に明文化するものです。

に反映させるために議論し合い、協力し合いながらその使命を果たす責務を負っています。議会は、その持つ機能を十分に駆使して、積極的な情報の発信と公開、政策活動への多様な市民参加の促進、議員間及び行政機関との自由かつ適当な討議の展開、市長等の行政機関との緊張の保

持、議員の自己研さんと資質の向上、公正性と透明性の確保等について独自の議会運営のルールを定め、遵守し、実践することにより、市民に信頼され、存在感のある、活動力と創造力の豊かな議会を築いていく必要があります。